

民事訴訟雑感

―民事訴訟事件の適正迅速な
解決を目指して―

前仙台高等裁判所長官

原田和徳

一 はじめに

民事訴訟事件の適正迅速な解決を目指して、民事訴訟法の改正等が行われるとともに、各裁判所において種々の改善、工夫が重ねられています。前任地の東京高裁における経験等を踏まえて、お話をしたいと思います。

二 司法に対する国民の期待

社会経済活動は国際化するとともに多様化し、国民の権利意識も高揚しています。また、社会経済活動の速度が速まり、適正迅速な裁判に対する国民の期待は、ますます高まっています。

最近では、紛争の早期解決を求めて、社会的な関心の高い事案について、仮の地位を定める仮処分が利用されるケースも目立っています。

三 訴訟法の改正等と審理の実際

民事訴訟事件の適正迅速な解決を図るために、新民事訴訟法が施行され、その後、同法の一部改正により、計画審理の推進を図るための規定や専門的知見を要する事件の審理の充実、迅速化を図るための規定等が設けられました。

また、迅速化法が施行され、その検証の結果によると、平成一六年四月一日から一二月末日までの間に地方裁判所で既済となった民事第一審訴訟事件の平均審理期間は、八・二月となっています。全体の約六〇%の事件は、受理から六月以内に終局し、終局までの期間が二年を超えた事件は、全体の六%にとどまっています。

四 適正迅速な裁判

1 適正かつ迅速な審理

「適正」と「迅速」は、車の両輪です。近時、迅速化を追求するあまり、拙速になるのではないかとの懸念も表明されています。そのような事態を招かないように、充実した審理に基づいて、適正妥当な解決が図られなければなりません。

充実した審理が行われるためには、当事者（訴訟代理人）と裁判官との間に、信頼関係が樹立されていることが必要です。この相互の信頼関係を前提にして、次の諸点について、充実した審理が進められていかなければなりません。

2 適切な訴訟物の選択

まず、事件の実態に即した適切な訴訟物が選択されることが大前提です。

この出発点を間違えると、審理が迷走してしまいます。

3 適切な主張整理

適切な主張整理を行うためには、要件事实的分析が必要不可欠です。要件事実は、民事訴訟の審理において、重要な役割を果たしており、当事者双方と裁判所とが共通の認識に立つための「共通の言語」であると言えます。同じように見える事件であっても、内容は千差万別です。当該事案の実態に合った審理が進められるためには、その実態に即した主張が適時に提出されな

ければなりません。

4 適切な争点整理

適切な主張整理が行われることによって、当該事案に即した真の争点が浮き彫りにされてきます。

5 充実した証拠調べ

真の争点について、陳述書の活用等により、充実した集中証拠調べが実施されることが肝要です。

6 適正妥当な判決書

以上の充実した審理を前提として、事案の実態に即した適正妥当な分かりやすい判決書が作成されなければなりません。

五 高裁の経験等に照らして

高裁で審理をしていると、前述の諸点が必ずしも十分でない事案に接するものです。訴訟物の段階から見直しを迫られるケースがありますし、当事者の主張と事案の実態との間に乖離があり、主張の整理を行った上で証拠調べを実施せざるを得ないケースもあります。事件の実態をしっかりと把握し、要件事実的分析を行い、必要にして十分な主張がされることの重要性を痛感します。

現在、各高裁において、事件の適正迅速な解決を目指して、事後審的な訴訟運営（控訴理由で指摘された争点に焦点を絞った争点中心主義の審理）が実践されています。このような審理が可能となるためには、第一審の審理が充実し、適正妥当な判決がされていることが前提となります。今後とも、第一・二審を通じて、充実した審理が行われるように努力していかねればなりません。

新様式判決書が提言されてから一五年余りを経過しましたが、提言の趣旨が生かされるよう、今後とも改善、工夫を重ねられていかなければなりません。

民事訴訟事件においては、和解が重要な役割を果たしています。和解に対する意欲が乏しく、当事者に対する説得が不十分な代理人も見受けられます。和解に対する代理人の積極的な関与が期待されます。

六 おわりに

司法に対する国民の期待に応えるために、民事訴訟事件の適正迅速な解決を目指し、今後とも不断の努力が続けられていくことを願っています。